

情報の共有が重要です！

日臨技ホームページ インフルエンザ情報 より

「情報」という言葉は、軍事用語「敵情報」の略と言われており、新型インフルエンザという「敵」を知り対策を立案するためにも、その動向を掴むことが欠かせません。現在はインターネットが広く普及しており、警戒レベルを引き上げた WHO や厚生労働省からも今回の新型インフルエンザに関する情報が頻繁に発表されている。こうした情報を定期的に確認する手順を確立し、入手した情報を有効に活用することが重要となります。

通常の医療現場での業務に加え、新型インフルエンザなどに関連する業務が増えていると思われませんが、医療スタッフの一員として頑張っていたきたい。国内でも感染が確認され、今後も感染拡大が懸念されていますが、これまでどおり円滑な情報収集・検査活動を行ってください。

<お願い>

各都道府県技師会は自治体と連携をとり活動していることと推察いたします。それら情報を共有し、今後の活動に役立てることが国民の医療を守る我々には重要なことと考えます。そのため、活動状況などをはじめとする新型インフルエンザに関する情報を下記アドレスまでお知らせ下さい。また、連絡いただく際には、所属、氏名を必ずご記入ください。

jamt@jamt.or.jp

<関連サイト>

- ◇ 厚生労働省 新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>
- ◇ 国立感染症研究所 感染症情報センター
<http://idsc.nih.gov/index-j.html>
- ◇ 日本医師会 新型インフルエンザ関連情報
<http://www.med.or.jp/kansen/swine/>
- ◇ 首相官邸 新型インフルエンザへの対応
<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/>
- ◇ WHO<World Health Organization 世界保健機構>
<http://www.who.int/en/>
- ◇ CDC<Centers for Disease Control and Prevention アメリカ疾病予防センター>
<http://www.cdc.gov/>
<http://www.cdc.gov/h1n1flu/>

◆ 関連情報 ◆

平成 21 年 1 月 10 日～11 日開催の全国研修会「環境問題対策研修会」講演要旨より

◇ 厚生労働行政における感染症対策

梅田浩史

厚生労働省健康局結核感染症課課長補佐

近年、地球環境の変化等を背景に新興・再興感染症の流行拡大が懸念されているが、世界規模で甚大な被害が予想される新型インフルエンザやわが国への侵入が懸念される蚊媒介性感染症（デング熱、ウエストナイル熱等）等の感染症対策の現状と課題について紹介する。

また、感染症法に基づく病原体等の適正管理のための新たな制度が平成 19 年 6 月よりスタートしたが、その概要についても解説する。

1. 新興・再興感染症の拡大

近年、社会に大きな影響を及ぼした BSE（牛海綿状脳症）、SARS（重症急性呼吸器症候群）、鳥インフルエンザ（H5N1）等の新興・再興感染症の多くが動物由来感染症である。特に、最近、デング熱やウエストナイル熱等の蚊媒介性感染症の流行が世界各地で起こっている。こうした感染症の流行拡大の背景には、地球温暖化も含め熱帯雨林開発や環境汚染など様々な

要因が考えられている。

2. 注目すべき感染症の現状と課題

(1) 新型インフルエンザ対策

近い将来、人から人に容易に感染する能力を備えた新型インフルエンザが出現して世界的な大流行（パンデミック）が発生し、人の健康や社会機能に対して甚大な影響を及ぼす事態が懸念されている。わが国では近い将来に発生することを想定し、「感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめること」及び「社会・経済を破綻に至らせないこと」を目的に総合的・効果的に各種対策を組み合わせ対応することを基本戦略として、現在、個々の対策の具体化を進めているところである。

(2) 蚊媒介性感染症

近年、デング熱、ウエストナイル熱等の蚊媒介性感染症が世界各地で猛威をふるい、日本への侵入が懸念されている。いずれも有効なワクチン・治療法がなく、対症療法や防蚊対策に頼らざるを得ない。また、これらを媒介する蚊は日本にも生息することから、いったんウイルスが日本に侵入すると、一気に全国に広がってしまうことが危惧される。

3. 感染症法に基づく病原体等の適正管理

米国での 9.11 テロや炭疽菌事件、わが国での地下鉄サリン事件等、わが国でテ

ロ対策の必要性が高まったことなどを背景に、感染症法を改正する法律が平成 18 年 12 月 8 日に公布され、翌年 6 月 1 日より施行された。これにより、生物テロに利用される可能性のある病原体等の所持者に対し、施設設備や取扱に関する基準を義務づけるなど、生物テロや事故等による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等の管理体制について新たな制度が設けられた。研修では、本制度の概要と施行後の状況について解説する。なお、関連情報については、厚生労働省ホームページをご覧いただきたい。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou17/03.html>)

◇ 環境変化がもたらす 新興・再興感染症

小林陸生

国立感染研究所昆虫医科学部

日本のマラリアに関しては、明治から昭和の初期にかけて全国的に流行が見られ、北海道の屯田兵においても多数の三日熱マラリア患者の発生が認められていた。また、1945 年の終戦後に、南方諸国および中国大陸等から 600 万人以上の復員者が帰国し、マラリアの大きな流行が起こると危惧されていた。

⇒